

次世代法・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

全ての職員が仕事と生活の調和を図り、ウェルビーイングを感じられる職場環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025年4月1日～2028年3月31日

2. 本学の課題

- ・くるとの認定基準を満たしていないこと。
- ・育児休業から復帰した女性のロールモデルが少ないこと。
- ・勤務時間管理と健康維持の関係性や年次有給休暇の取得に関する意識が低いこと。

3. 目標と取組内容・実施時

目標1

法定時間外労働60時間以上の労働者を0にする。

<実施時期・取組内容>

- 2025年4月～2024年度の実績をもとに、法定時間外労働の平均が多くなる時期、部門、労働者について原因分析の上、トップダウンでの改善措置を行う。

目標2

育児休業取得後に職員が復帰しやすくするために、休業中の職員に大学の近況を知らせる情報送付の制度を導入する。

<実施時期・取組内容>

- 2025年4月～ 育児休業者及び育児休業の取得を予定している職員にアンケートを実施の上、提供すべき情報を整理する。

目標3

勤務時間管理と健康増進の関連性、重要性について啓蒙し、年次有給休暇の積極的な取得を推進する。

<実施時期・取組内容>

- 2025年4月～ 2024年度の有休取得状況を把握し、課題を抽出する。
- 学事カレンダーに記載された有休取得推奨日のリマインドを実施の上、有休取得状況をリアルタイムで把握する。
- 生活習慣病予防に関する研修を年1回実施する。